



**仙台市
協働まちづくり
推進プラン
2016**

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 本市の各計画との関係	1
4 計画の期間	2
5 まちづくりの各主体の現状と課題	3
6 目指すべき協働の姿	9
7 協働によるまちづくりの推進に向けて	10
第2章 事業実施計画	11
基本施策に関する事業	
◇事業一覧	11
◇個別事業	13
第3章 計画の進行管理	45

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

市民の自発的で公益的な活動は、個性と魅力ある都市創造の活力源であり、本市においては、「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」が制定された平成 11 年に「市民協働元年」を宣言し、市民活動の促進に取り組んできました。

市民活動があらゆる分野で多彩に展開される中、東日本大震災からの復旧・復興においても、地域活動の要となる町内会はもとより、社会的課題の解決に取り組む市民活動団体、さらには、「学都仙台」が誇る大学等の教育機関、本市の経済や雇用を支えてきた中小企業などの多様な主体の力が大きな支えとなり、新たなまちづくりの原動力となっています。

108 万人を超える市民が生活する本市は、さまざまな強みを有する主体が数多く存在し、それぞれの得意分野で力を発揮し新たなまちのかたちが生み出されていく、都市としての優位性を持ち合わせていますが、人口減少社会の到来などの社会情勢の変化に伴い、地域課題の複雑さが増す中で、都市の魅力を高め、持続可能な発展を支えるためには、協働によるまちづくりを一層推進していく必要があります。

このような考えのもと、多様な主体が連携・協力し、創意工夫を重ねることで、単独ではなしえなかったまちづくりを実現するという、協働の次なるステージへ進む一歩として、平成 27 年7月に「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」(以下「条例」という。)を施行し、平成 28 年1月に「仙台市協働によるまちづくりの推進のための基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。

本計画は、基本方針に基づき定める推進実施計画として、協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な施策を推進するための主な事業を体系化し、進行管理を行うために策定するものであり、計画の着実な推進により、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる協働のまち・仙台」の構築を目指していきます。

2 計画の目的

本計画は、条例に基づき定めた基本方針に掲げる、協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な施策を推進するための主な事業を体系化し、進行管理を行うために策定するものです。

3 本市の各計画との関係

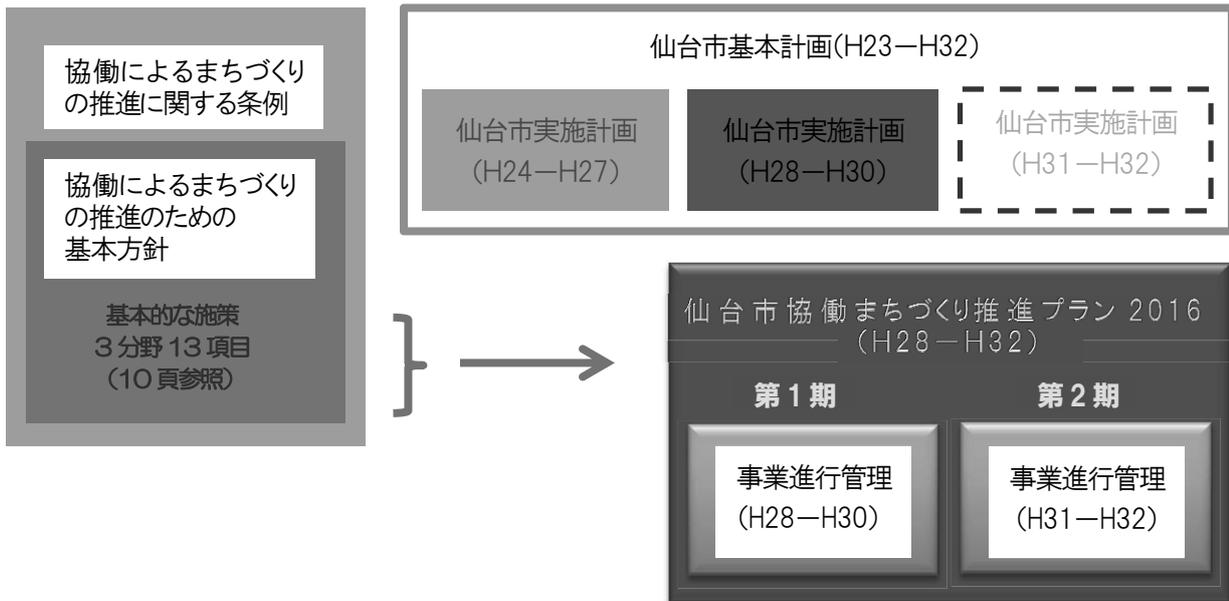
本計画は、仙台市総合計画を上位計画とし、仙台市政策重点化方針 2020 を踏まえるとともに、市の関連する諸計画との整合性が図られた計画とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、仙台市総合計画の基本計画の終期にあわせて、平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間とします。

基本的な施策を推進するための主な事業を、第1期(平成 28 年度～30 年度)、第2期(平成 31 年度～32 年度)に分けて進行管理し、第2期の計画については、平成 30 年度中に策定するものとします。

《体系図》



5 まちづくりの各主体の現状と課題

「地域団体」「市民活動団体」「教育機関」「企業」「行政」など、まちづくりの主体がそれぞれの特徴を生かしながらさまざまな活動を展開しており、それらの現状と課題を踏まえ、協働によるまちづくりの推進に向けた効果的な事業を展開していく必要があります。

(1) 地域団体

地域においては、防犯ノボロールや見守り活動などの防犯活動を行っている地区防犯協会や、地域福祉推進のために地域住民が主体となり、概ね小学校区や連合町内会の範囲で組織される地区社会福祉協議会、地域住民の相談・支援・助言を行う民生委員児童委員からなる単位民生委員児童委員協議会など、さまざまな団体が役割に応じて、他の主体とも連携しながら地域を支えています。

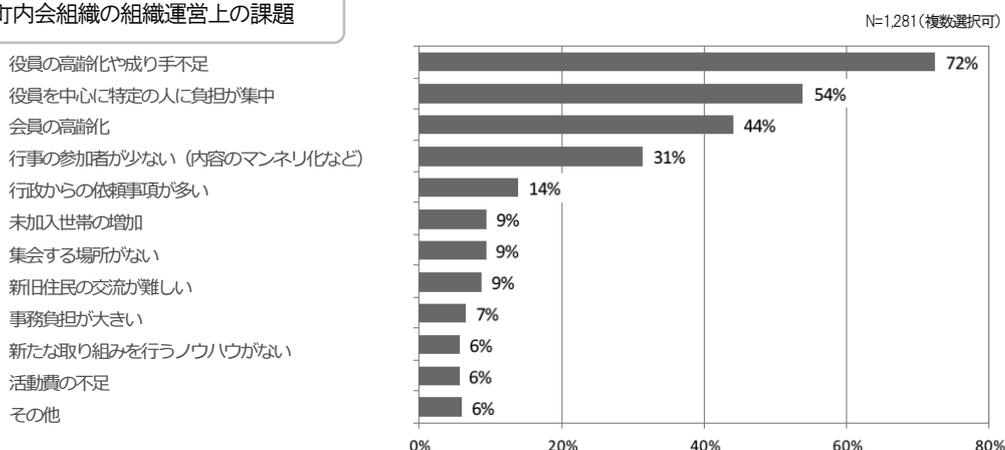
こうした専門性を持つ地域団体の中で、地域コミュニティの中核として、親睦・交流を図るための活動をはじめ、防犯や防災、環境美化など地域住民の生活に密着した活動を行っているのが、約 1,400 の町内会・自治会(以下「町内会」という。)です。

本市の町内会の加入率は、平成 27 年度で 81.2%と他の指定都市と比較しても高い水準にあり、活発な活動を展開している一方、核家族化の進展などにより、全国的な傾向と同様に加入率が逡減しています。

本市の町内会の現状や課題を把握するために平成 26 年度に実施した「仙台市町内会等実態調査」によると、単位町内会、連合町内会ともに、役員の高齢化や成り手不足、それに伴う役員への負担の集中、会員の高齢化などが組織運営上の課題として明らかになっています(図表1)。町内会が一部の役員に過度に頼らずに活動を継続していくためには、多くの担い手を確保する必要があり、地域の新たな人材の発掘が求められています。また、近接する町内会や前述のさまざまな団体、市民活動団体、教育機関、企業などが結びつきを強めることで、それぞれの主体が有する専門性やノウハウを生かした魅力的な活動が可能になるとともに、新たな担い手の発掘が期待できます。

本市においては、こうした町内会の現状を踏まえ、担い手の確保や地域内における連携促進に資するさまざまな事業を展開しているほか、地区社会福祉協議会や地区防犯協会など地域団体の活動・運営を支援していますが、より一層、各団体が主体的に地域課題の発掘とその解決に取り組めるような環境整備を推進していく必要があります。

図表1 町内会組織の組織運営上の課題



出典: 仙台市町内会等実態調査資料編(平成 27 年2月 仙台市)

(2) 市民活動団体

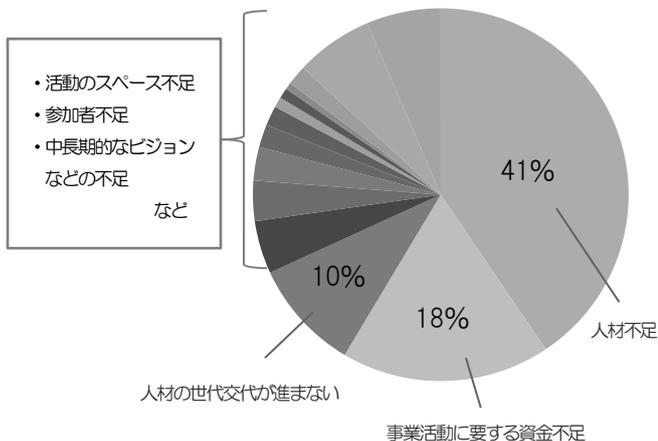
さまざまなテーマをもって、自分たちのまちを良くしようという自主的・自発的な市民活動は、本市の個性と魅力あるまちづくりの推進力となってきました。市民活動の分野は多岐にわたり、保健・医療・福祉、社会教育、子どもの健全育成、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツなど、さまざまな場面で市民の生活に深く関わっており、市民活動団体が日頃築いてきたネットワークは東日本大震災の際にも生かされました。

市民活動団体が抱えている課題としては、平成 28 年度に実施した「仙台市市民活動団体等実態・意向調査」によると、事業活動を促進させるために解決すべき課題として、主に、人材不足や資金不足、人材の世代交代が進まないという点が挙げられています(図表2)。これらの課題については、活動分野を問わず上位となっており、この傾向は組織運営の観点からも同様のことがいえます。

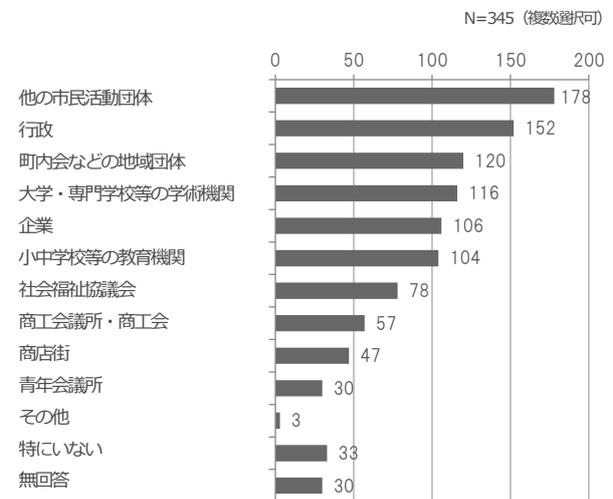
また、各種団体との協働については、約 61%が「協働している」と回答しており、「協働していない」および無回答が39%という回答でした。「協働していない」と回答した団体のうち、今後の協働の可能性については、「構想がすでにある」「機会があれば協働したい」「関心があるが、まだ考えていない」との意向を示している団体が66%を占め、これらを合わせると全体では約84%となり、協働に対する関心のあがる団体の多さがうかがえます。

協働のパートナーとして希望する相手については、「他の市民活動団体」が最も多く、次いで「行政」や「町内会などの地域団体」となっており(図表3)、協働の推進につながると考えられる取り組みについては、「交流会等での情報交換」のほか、活動資金の支援や協働事例等の情報提供、コーディネーターの仲介などが挙げられています。

図表2 市民活動団体が抱えている課題



図表3 協働のパートナーとして希望する相手



出典:仙台市市民活動団体等実態・意向調査(アンケート)(平成28年4月 仙台市)

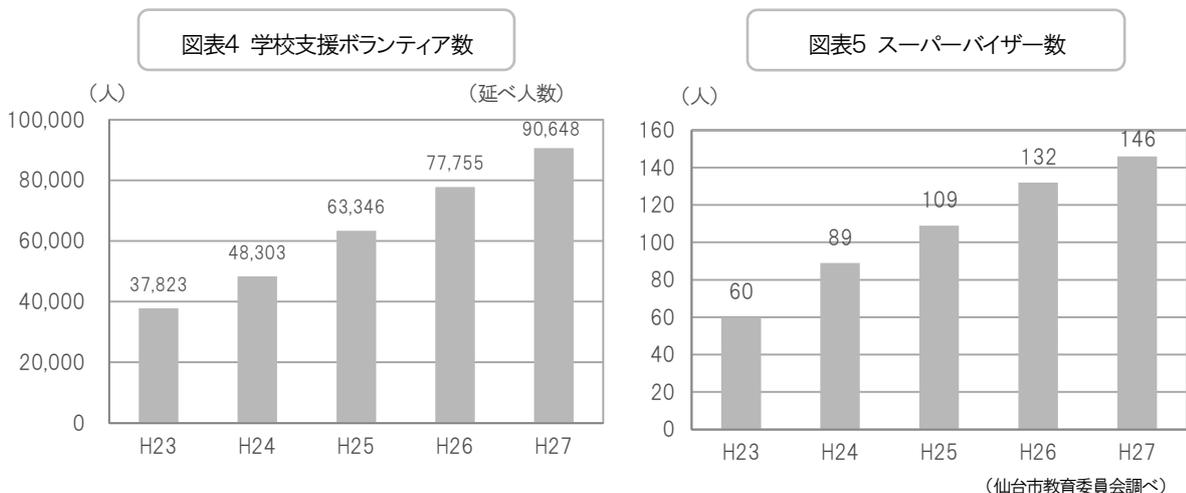
拠点施設の機能充実や、多様な主体との意見交換の場の創出、人材の育成、資金調達の多様化、団体の情報発信のサポートなどが求められており、市民活動の多様性を十分考慮しながら、協働によるまちづくりを推進するための基盤である、自主的・自発的な市民活動を支援しつつ、市民が安心して積極的に協働を進めることのできる環境づくりや取り組みを、多面的に進めていく必要があります。

(3) 教育機関

本市の小学校、中学校および中等教育学校では、将来のまちづくりを担う人材育成の場として、地域との連携のもとにさまざまな取り組みを進めています。

学校は災害時には地域住民の避難所になることが多く、東日本大震災の経験や教訓も生かしながら、防災訓練の実施など地域と協力して地域防災に取り組んでいます。一方で、日頃の結びつきの重要性も再認識されています。

本市では、学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを豊かに育てるため、学校支援地域本部が教育活動の支援を行っており、地域住民が学校支援ボランティアとして、学習補助としてのゲストティーチャーや登下校の通学安全指導など多岐にわたる支援を行っているほか(図表4)、学校支援ボランティアをまとめるスーパーバイザーが、学校と地域をつなぐ総合的な調整役という重要な役割を担っています(図表5)。

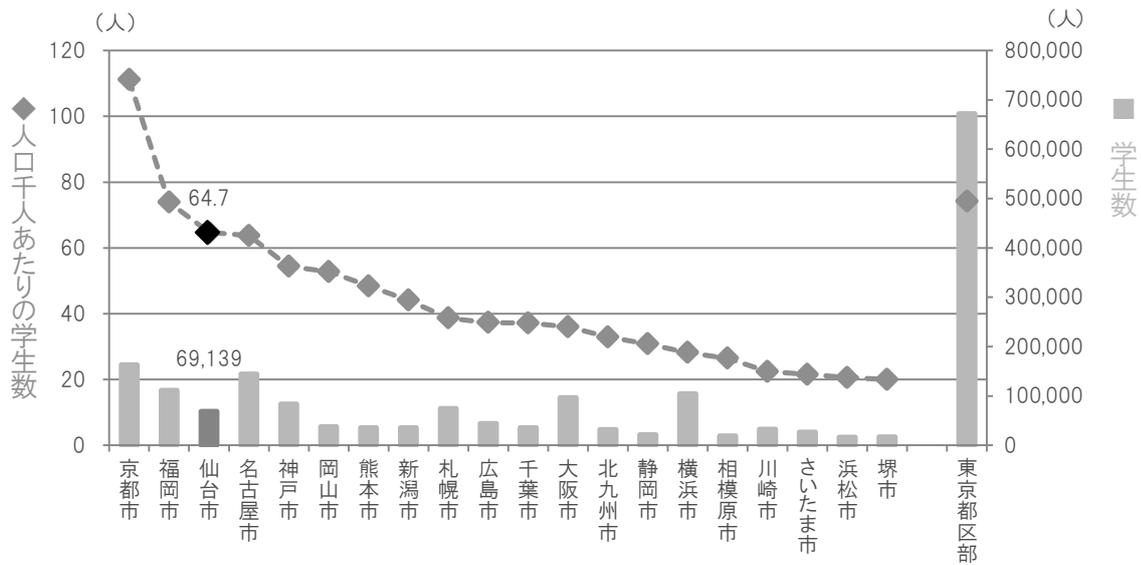


地域で子どもを育てる取り組みを進めていくことは、地域の絆が深まり地域の活性化につながる効果があるため、他の団体とも連携しながら課題解決や良好な地域コミュニティの形成のための取り組みを推進していく必要があります。

また、「学都仙台」と謳われる本市には、多くの大学や専門学校などがあり、人口1,000人あたりの学生数が指定都市の中で3番目に高く(図表6)、総人口に占める若者(15歳～29歳)の割合も、指定都市の中で2番目と、若い世代が多い都市といえます。

このような若者が地域の課題に関心を持ち、行動するきっかけづくりや、本市や宮城県および周辺の高等教育機関など28団体からなる学都仙台コンソーシアムの活動の促進、大学の研究とまちづくり・地域活動のマッチングにより、「学都仙台」が有する知的資源を地域に還元することで、複雑化する地域課題の解決につながることを期待されます。

図表6 指定都市および東京都区部の学生数と人口 1,000 人あたりの学生数



出典:大都市比較統計年表(平成 25 年度)

そして、市民一人ひとりが生涯にわたり生きがいのある心豊かな生活を送るために、本市では市民センターをはじめとする各社会教育施設において、地域の特性に対応した各種事業の実施や学習情報の提供等、市民のさまざまな学習活動を支援するための施策を展開しています。

市民センターは、市民の主体的な生涯学習活動をきっかけとして参加者相互の交流が生まれ、その交流を通して住みよい地域づくりにつながる活動が活発になるなど、地域社会のより良い形成に寄与する“人づくり”を目指すことを事業目的としており、地域住民と市民センター職員が協働で地域課題を発見し、解決につながる活動を実践する事業や、若者・子どもが自発的・主体的に地域づくりに参画する契機となる事業などを行っています。

今後も、子どもから高齢者まで幅広い世代が集い、交流し、学ぶという社会教育施設の特徴を生かしながら、地域づくりを担う人材育成を推進していくことが重要であると考えられます。

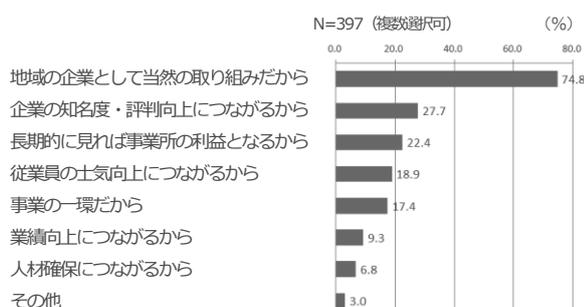
(4) 企業

本市では、中小企業が事業所数の 98.6%^(※)を占めており、地域の経済や雇用を支えています。また、東日本大震災の際には自らも被災しながら、地域と協力してボランティア活動に取り組むなど、地域との結びつきが強まっています。(※平成 26 年経済センサスより)

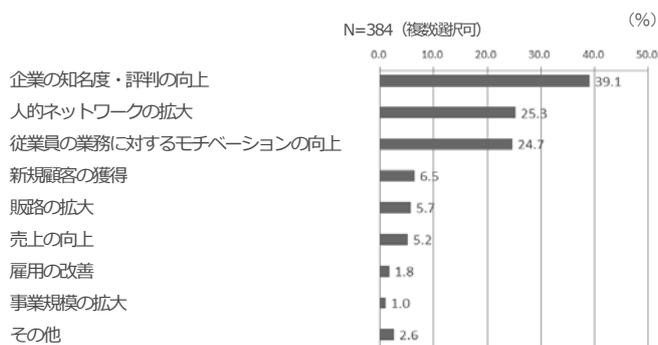
本市が平成 26 年度に実施した『中小企業の活性化に向けた新たな条例』に関するアンケート調査においては、回答した約半数の事業所が、地域行事への参加や清掃活動、学生の職場体験や社会科学見学の受け入れ、寄附など何らかの地域活動に取り組んでいるまたは取り組む予定であるとしています。

事業所が地域活動に取り組む理由としては、「地域企業として当然の取り組みだから」という理由を第1に挙げる事業所が多く(図表7)、また、実際に取り組んだことによる効果として、企業の知名度や評判の向上をはじめ、従業員の士気や売上の向上などに結びついたとする回答が挙げられており(図表8)、企業にとっても地域と連携した取り組みの重要性に関する認識が高まっているものと考えられます。

図表7 地域活動(地域貢献)に取り組む理由



図表8 地域活動(地域貢献)に取り組んだことによる効果



出典:「中小企業の活性化に向けた新たな条例」に関するアンケート調査報告書(平成 27 年2月 仙台市)

このような中、中小企業を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少により厳しさを増し、消費の縮小、労働力や後継者不足による生産力の減衰などが懸念され、さまざまな課題の解決に向けた取り組みが求められることから、本市では、地域経済を支える中小企業の活性化を図るために、平成 27 年4月に「仙台市中小企業活性化条例」を施行しました。

同条例においては、市、中小企業、大企業、中小企業振興団体、市民などの各主体が果たすべき役割を明確化するとともに、地域が一体となってさまざまな中小企業の活性化に向けた戦略的な取り組みを推進することとしています。他方、企業としても地域社会を構成する一員として、地域社会の発展や市民生活の向上に寄与していくことが求められています。

今後、同条例に基づき、中小企業の活性化を促進するとともに、地域貢献などに取り組む中小企業の表彰制度の構築などにより、企業の地域貢献を促進する環境づくりを推進していく必要があります。

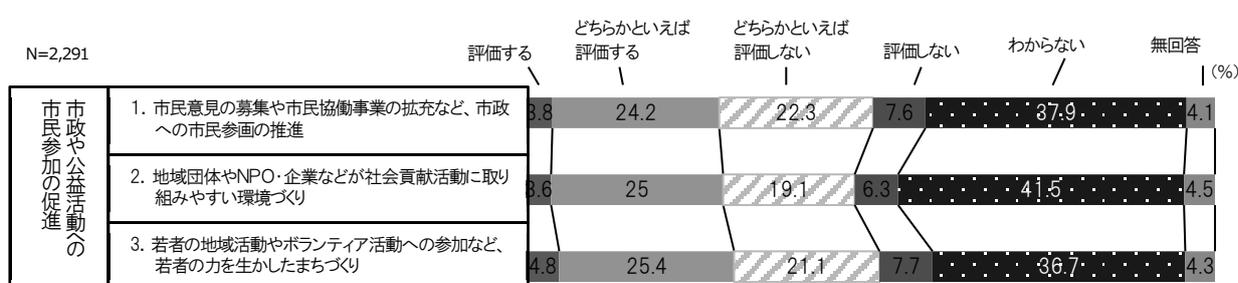
(5) 仙台市(行政)

本市においては、平成11年に、協働の推進力となる市民の自発的で公益的な活動の促進を主眼とした「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」が施行され、「市民協働元年」を宣言して、市民の主体的な参画による協働を基調としたまちづくりへ向けて、さまざまな取り組みを行ってきました。

全国初となる公設民営の市民活動サポートセンターの設置や、市内で活動する団体から地域課題の解決に資する提案を募集し、関係部局が連携して取り組む市民協働事業提案制度の創設、市民が自由に語り合い、ともにまちづくりを考える場である「市民カフェ」の枠組みの構築などを行い、現在もその活用が図られています。

しかしながら、本市の重点施策に関する平成27年度の「施策目標に関する市民意識調査」では、「市政や公益活動への市民参加の促進」の分野における評価については、特に「わからない」または「無回答」の割合が40%を超え(図表9)、本市が行っている取り組みについての情報発信を望む意見も寄せられるなど、取り組みの充実とともに、認知度の向上が課題となっています。

図表9 市政や公益活動への市民参加の促進の分野における評価



出典: 施策目標に関する市民意識調査報告書(平成27年8月 仙台市)

職員に対しては、協働に関するさまざまな研修等を実施しており、平成28年度に実施した「仙台市市民活動団体等実態・意向調査」では、本市が協働の推進に向けて力を入れるべき施策として、「協働を推進するためのコーディネーターとなる人材の育成、協働への理解がある職員の育成」の比率が高いものとなったほか、職員が市民活動の現場を体験する機会や、市民と職員のお互いの顔が見える関係づくりを求める声などもあり、職員の協働に対する理解を深めるなどの取り組みを充実させていく必要があります。

また、地域の実情に応じた協働による地域づくりを進めて行くために、地域団体の行う活動のさまざまな段階に応じたきめ細かな支援を実施するとともに、庁内の横断的な対応の強化のほか、区役所の「地域協働拠点」としての機能強化などの体制整備が必要となっています。

新たな条例のもと、庁内外に対する総合的な取り組みを進めていく必要があります。

6 目指すべき協働の姿

(1) 協働の基本理念

条例では、本市が目指す協働の姿として、「協働の基本理念」を定めています。

「条例第3条(協働の基本理念)」

- ① 市民と市は、それぞれがまちづくりの担い手となり、それぞれの持つ力をふさわしい場面で効果的に発揮すること
- ② 市民と市、市民と市民は、互いの力を引き出しながら、相乗効果を生み出し、単独ではなし得なかったまちづくりを行うために連携及び協力を図ること
- ③ 市民と市は、新たに生じ、絶えず変化する課題に対応することができるよう、それぞれの持つ力を育み広げるとともに、互いの力を一層引き出すために創意工夫を続けること

基本理念のキーワード



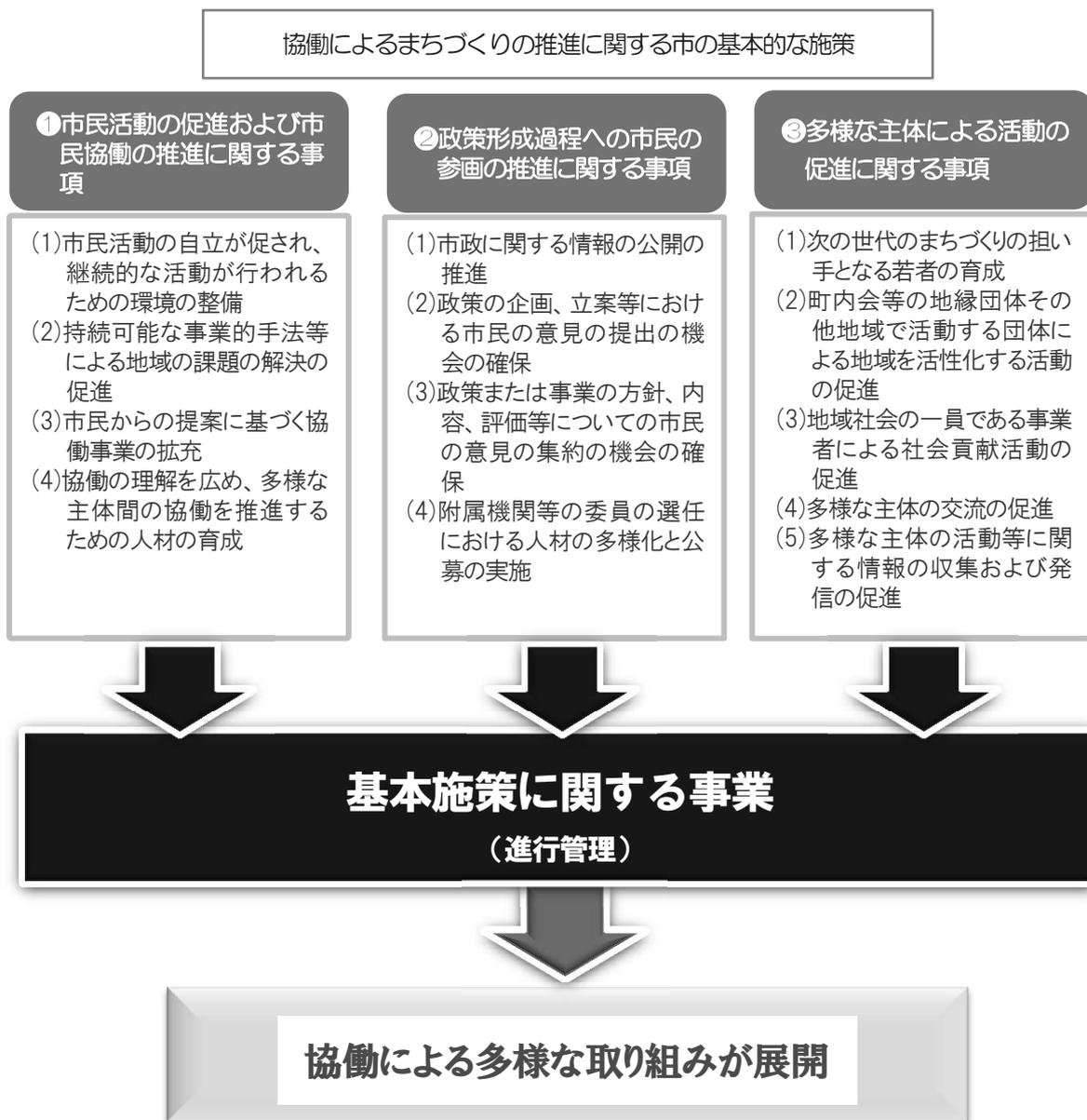
(2) 協働のありかた

協働とは、「多様な主体が、特定の課題の解決等のために、目的を共有して、互いに資源を持ち寄って、相乗効果をあげながら、協力して取り組むこと」であり、次のような認識のもとになされることが重要です。

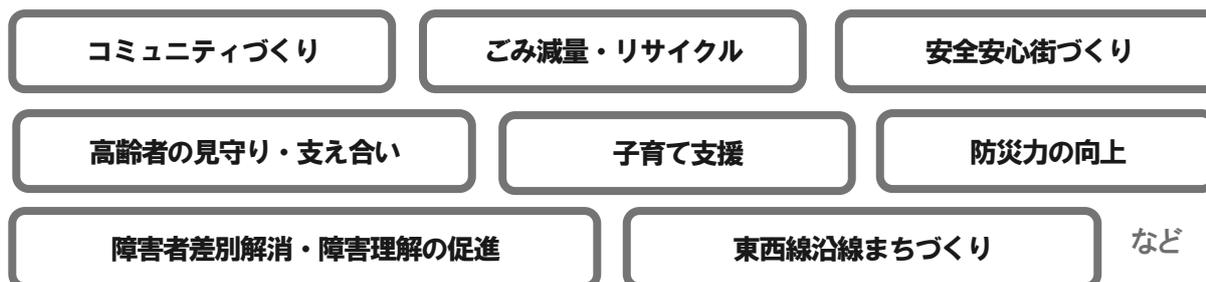
- ・共通の理解のもとに互いに協力し、支え合うこと
- ・それぞれの役割と責務を理解し、互いの違いを認め合い尊重すること
- ・互いの自主性および主体性を尊重し、対等なパートナーとして連携すること
- ・互いの情報を共有し、公平性および透明性を確保すること

7 協働によるまちづくりの推進に向けて

基本方針に掲げる3分野13項目の基本的な施策を推進するための主な事業(基本施策に関する事業)の進行管理を行い、協働による多様な取り組みの展開を促進します。



❖ さまざまな分野で発揮される協働の力 ❖



第2章 事業実施計画

基本施策に関する事業

◇事業一覧

1 市民活動の促進および市民協働の推進に関する事項		2 政策形成過程への市民の参画の推進に関する事項	
(1) 市民活動の自立が促され、継続的な活動が行われるための環境の整備	頁	(1) 市政に関する情報の公開の推進	頁
① 区役所のまちづくり拠点機能の強化 ❷	13	① 仙台市ホームページの充実	21
② 市民活動サポートセンターにおける活動拠点確保等に関する支援・環境整備 ❷	13	② オープンデータの活用推進 ❷	21
③ 新たな助成制度の構築 ❷	14	③ 地域情報ファイルの活用推進	21
④ 男女共同参画推進センターにおける各種支援等	14	(2) 政策の企画、立案等における市民の意見の提出の機会の確保	頁
⑤ ボランティアセンターにおける各種支援等	14	① パブリックコメントの実施	22
⑥ まちづくり支援専門家派遣事業	14	② 市政モニターによる意見募集	22
⑦ 市民センターにおける地域づくり支援	15	③ 市民の声制度	22
(2) 持続可能な事業的手法等による地域の課題の解決の促進	頁	④ 障害者への適切な情報提供および障害者からの意見聴取の推進 ❷	23
① まちづくり人材育成と情報発信事業(WE SCHOOL) ❷	16	⑤ 東部地域移転跡地利活用推進事業	23
② コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの促進	16	(3) 政策または事業の方針、内容、評価等についての市民の意見の集約の機会の確保	頁
③ スtock活用型都市再生推進事業(せんだいリノベーションまちづくり)	16	① 施策目標に関する市民意識調査	24
(3) 市民からの提案に基づく協働事業の拡充	頁	② 市民まちづくりフォーラム	24
① 市民協働事業提案制度の充実 ❷	17	③ 市政モニターによる意見募集【再掲】	24
② 協働の手引き・事例集の作成	17	④ 市民の声制度【再掲】	24
(4) 協働の理解を広め、多様な主体間の協働を推進するための人材の育成	頁	⑤ 市民との対話の機会の確保	25
① とともにまちづくりを行える職員の育成 ❷	18	⑥ 障害者への適切な情報提供および障害者からの意見聴取の推進 ❷【再掲】	25
② 市民活動サポートセンターにおける人材育成	18	(4) 附属機関等の委員の選任における人材の多様化と公募の実施	頁
③ コミュニティソーシャルワーカー配置事業	19	① 附属機関等の委員の選任における人材の多様化	26
④ 地域包括支援センター運営事業	19	② 附属機関等の委員の公募の推進	26
⑤ 仙台すくすくサポート事業	19	③ 附属機関等における女性委員の登用率の向上	26
⑥ 市民センターにおける地域づくり支援【再掲】	20		

3 多様な主体による活動の促進に関する事項	
(1) 次の世代のまちづくりの担い手となる若者の育成	頁
① 市民活動サポートセンターにおける若者の育成に関する支援・環境整備	27
② 若者の社会参画促進事業(仙台ミラソン) ★	27
③ まちづくり人材育成と情報発信事業(WE SCHOOL) ★【再掲】	27
④ 大学連携地域づくり事業	28
⑤ 学校支援地域本部事業	28
⑥ 市民センターにおける若者の支援	29
(2) 町内会等の地縁団体その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進	頁
① 地域防災リーダー養成・支援事業	30
② 区役所のまちづくり拠点機能の強化 ★【再掲】	30
③ 地域力創造支援事業の推進 ★	30
④ 町内会等住民自治組織育成事業	31
⑤ 地域安全対策事業	31
⑥ 交通安全事業	32
⑦ 小地域福祉ネットワーク活動推進事業	32
⑧ 老人クラブ活動への支援	33
⑨ 地域での子育て支援団体に対する活動支援	33
⑩ 地域子育て支援クラブ等各種団体への支援事業	33
⑪ 多様な主体との連携によるごみ減量・リサイクル推進 ★	34
⑫ 市民連携農業推進事業(地域イベント支援)	34
⑬ スポーツ推進に係る支援事業	35
⑭ まちづくり支援専門家派遣事業【再掲】	35
⑮ まち再生・まち育て活動支援事業	35

⑯ 各種緑化支援事業	36
⑰ 市民参加によるみどりのまちづくり事業	36
⑱ 区民協働まちづくり事業 ★	37
⑲ 婦人防火クラブ活動支援事業	37
⑳ PTA 活動振興事業	37
㉑ 学びのコミュニティづくり推進事業	38
(3) 地域社会の一員である事業者による社会貢献活動の促進	頁
① 市民活動サポートセンターにおける事業者の社会貢献活動促進に関する支援 ★	39
② 地元企業等の環境活動の促進	39
③ 地元企業の地域活性化活動等の促進	40
④ 協力事業所表示制度	40
(4) 多様な主体の交流の促進	頁
① 仙台防災未来フォーラム	41
② 市民活動サポートセンターにおける多様な主体の交流促進のための支援・環境整備	41
③ 文化活動団体への支援による交流促進	42
④ 区民まつり	42
⑤ 学びのコミュニティづくり推進事業【再掲】	42
(5) 多様な主体の活動等に関する情報の収集および発信の促進	頁
① まちづくり活動事例集の作成	43
② 市民活動サポートセンターにおける情報の収集・発信に関する支援・環境整備	43
③ みやぎNPOナビ等の活用促進	43
④ 協働の手引き・事例集の作成【再掲】	44
⑤ ボランティアセンターにおける各種支援等【再掲】	44

◇個別事業

1 市民活動の促進および市民協働の推進に関する事項

1-(1) 市民活動の自立が促され、継続的な活動が行われるための環境の整備

まちづくりの担い手不足などの課題を解決するためには、地域で市民活動を持続的に進めるための環境の整備が必要です。市民活動の促進のために必要な運営の手法等の情報の提供、拠点施設における相談機能の充実、活動拠点の確保等の支援、継続的な活動の展開を支える資金調達の多様化、市民の理解を広める取り組みなどを進めます。

区役所のまちづくり拠点機能の強化 ★

整理番号	1—(1)—①	担当課	市民局地域政策課 各区総務課
事業内容	地域の特性に応じたきめ細かな地域づくりを進めるため、地域団体への効果的な支援を実施できるよう組織的な体制を充実させるとともに、区役所の政策形成力の向上を図る。 さまざまな情報や人材が集まる市民センターにおいて、そのコーディネート機能を生かし、地域団体間のネットワーク形成を図る。また、区役所の組織である区中央市民センターが所管区内地区市民センターの総合調整を図り、市民センターと区役所が一体となった地域づくりを推進する。		

市民活動サポートセンターにおける活動拠点確保等に関する支援・環境整備 ★

整理番号	1—(1)—②	担当課	市民局市民協働推進課
事業内容	市民活動サポートセンターにおいて、貸室やフリースペース等の活動拠点の提供、市民活動・協働に関する情報の収集・提供、相談対応など、多岐にわたる市民活動がさらに活発になるよう、支援や施設の環境整備を行い、協働によるまちづくりを推進する。		
数値目標等	平成 28 年度～30 年度の利用者数の年間平均を 64,000 人以上に増加させる。		

新たな助成制度の構築

整理番号	1—(1)—③	担当課	市民局市民協働推進課
事業内容	多様な主体の協働によるまちづくりを推進するため、複数団体が連携し、まちづくりに取り組む事業へ助成する仕組みを新設する。		
数値目標等	平成 28 年度からモデル事業を実施し、検証を行っていく。		

男女共同参画推進センターにおける各種支援等

整理番号	1—(1)—④	担当課	市民局男女共同参画課
事業内容	男女共同参画推進に取り組む市民の活動を支援するため、エル・パーク仙台の市民活動スペースおよびエル・ソーラ仙台の市民交流・図書資料スペースを運営するとともに、男女共同参画推進センターを拠点に活動する市民グループとエル・パーク仙台が協働で、「男女共同参画」をテーマとしたイベントを企画・実施する。		
数値目標等	毎年度男女共同参画推進フォーラムを開催し、参加団体数を 30 団体以上とする。		

ボランティアセンターにおける各種支援等

整理番号	1—(1)—⑤	担当課	健康福祉局社会課
事業内容	市民を対象に、ボランティアの基礎的な知識や心構え、援助技術の習得などを目的として、テーマ別のボランティア講座や研修を開催する。また、ボランティアに関する各種の情報提供を行いながら、ボランティアに関する相談および調整を行う。		
数値目標等	ボランティアセンターへの登録団体数を、平成 30 年度までに 300 団体以上とする。		

まちづくり支援専門家派遣事業

整理番号	1—(1)—⑥	担当課	都市整備局都市計画課
事業内容	地域の活性化を図る活動やまちづくり計画案を作成する活動など、地域住民が主体となって活動を行う団体に対し、まちづくり支援の専門家を派遣することにより、専門的な助言やまちづくりに関する情報提供等を行う。		
数値目標等	平成 28 年度～30 年度における派遣地区を単年度平均で 15 地区以上とする。		

市民センターにおける地域づくり支援

整理番号	1—(1)—⑦	担当課	教育局生涯学習支援センター
事業内容	<p>① 住民参画・問題解決型学習推進事業 地域特性に応じた市民協働によるまちづくりを推進するため、地域住民と市民センター職員が協働で地域課題を発見し解決につながる活動を実践することにより、さまざまな学びのプロセスを通して地域づくりを担う人材を発掘・育成する。</p> <p>② 子ども参画型社会創造支援事業 子どもたちが、地域社会の構成員として積極的にまちづくりに参加し、社会・地域の一員として行動する視点を持つことで、将来的に社会や地域で主体的に活躍できる人材育成を行う。</p> <p>③ 若者社会参画型学習推進事業 地域課題の解決や復興まちづくりの担い手である若者の「自分づくり」を支援するとともに、若者の学びの成果を生かした地域づくり活動等への参画を促進することにより、さまざまな人々と協働し身近な地域をより良くすることへの関心を高め、社会・地域の一員として自発的・主体的に行動できる人づくりを推進する。</p>		
数値目標等	<p>事業参加者に対する新規参加者の割合を2割以上とすることにより、裾野の広がりを図る。</p>		

1-(2) 持続可能な事業的手法等による地域の課題の解決の促進

地域課題が多様化・複雑化する中で、解決手法の一つとして、子育てやまちづくりなどの地域に密着した課題をビジネス的手法で解決する『コミュニティビジネス』や、環境や貧困など社会的課題をビジネス的手法で解決する『ソーシャルビジネス』などの手法が浸透するための環境を整えます。

まちづくり人材育成と情報発信事業(WE SCHOOL) ★

整理番号	1-(2)-①	担当課	市民局市民プロジェクト推進担当
事業内容	東西線開業を契機に高まった市民のまちづくりへの機運を広げ、まちのにぎわい・楽しさの創出や地域の課題解決を図り、地域の魅力を向上させていくことを目的に、まちづくりのプロジェクトをつくり実現を目指す人材の育成と、メディアを活用した市民によるまちの情報発信の促進を行う。		
数値目標等	平成 28 年度～30 年度の WE SCHOOL 受講者数を毎年度 100 人以上とする。また、平成 28 年度～30 年度の受講生が生み出したプロジェクト数を毎年度 20 件以上とする。		

コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの促進

整理番号	1-(2)-②	担当課	市民局市民協働推進課 経済局地域産業支援課
事業内容	起業支援センター「アシ☆スタ」において、地域社会の課題解決を目指すコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスに関するセミナーを開催し、当該分野特有の起業知識の修得や起業実例に触れる機会を提供するほか、市民活動サポートセンターとも連携し、相談機能を充実させる。		
数値目標等	(平成 28 年度)ソーシャルビジネスセミナーの参加者を 20 人とする。 (平成 29 年度～)実績やニーズをもとに事業内容を検討し、実施していく。		

ストック活用型都市再生推進事業(せんだいリノベーションまちづくり)

整理番号	1-(2)-③	担当課	都市整備局市街地整備調整課
事業内容	遊休不動産を所有する不動産オーナーや起業を目指す方々へ、リノベーションまちづくりに関する情報発信を行うことに加え、シンポジウムやセミナーの開催を通じて、継続的にまちづくりに携わる意欲のある人材の発掘・育成を図るとともに、リノベーションまちづくりを持続的に担う民間主導の体制構築を目指す。		
数値目標等	リノベーションスクールにおける民間不動産の対象物件数を平成 29 年度末で5件以上に増加させる。 リノベーションスクールにおける公共空間の対象物件数を平成 29 年度末で2件以上に増加させる。		

1-(3) 市民からの提案に基づく協働事業の拡充

市民の視点から提案を受けた地域課題の解決に向けて、多様な主体が専門性やネットワークを生かしながら、協働で取り組む仕組みを充実させ、それぞれが単独ではなし得なかった効果を生み出します。また、その事例を発信することにより、新たな協働事業へつながるきっかけを提供します。

市民協働事業提案制度の充実 ☆

整理番号	1-(3)-①	担当課	市民局市民協働推進課
事業内容	市民活動団体や地域団体、企業等の市内で活動する団体から地域の課題解決や魅力の向上に資する事業の提案を募集し、関係部局が協働で取り組む。		
数値目標等	平成 28 年度～30 年度の毎年度4件以上の協働事業を実施する。		

協働の手引き・事例集の作成

整理番号	1-(3)-②	担当課	市民局市民協働推進課
事業内容	協働による事業を推進するため、協働の進め方や評価の方法などを含む協働の手引きや事例集を市民とともに作成する。		
数値目標等	平成 29 年度までに協働の手引き・事例集を市民参加により作成し、広く周知を図っていく。		

1-(4) 協働の理解を広め、多様な主体間の協働を推進するための人材の育成

地域における多様な主体の連携や協働を推進するためのコーディネーターとなる人材を発掘、育成します。また、市は、市民活動や協働に関する事例を組織内で共有するとともに、多様な主体と共に考え、行動する機会を増やすことで、市民協働への理解が深い職員を育成します。

ともにまちづくりを行える職員の育成 ★

整理番号	1-(4)-①	担当課	総務局職員研修所 市民局地域政策課 市民局市民協働推進課
事業内容	<p>① 市民協働に関する職員研修 職員の協働に関する理解を深めるため、その考え方や取り組み事例等を学ぶ基礎的な研修を実施する。</p> <p>② 地域づくり職員研修 地域づくりに携わる職員を対象に研修を実施することにより、地域づくりに取り組む職員の意識啓発やスキルアップを目指す。</p> <p>③ 協働推進人材育成事業 職員の協働に対する意識やコーディネート能力などのスキルを高めることにより、市内の協働推進を図る人材を育成するため、市民活動団体等へ職員を派遣する体験型事業を実施する。</p>		
数値目標等	<p>① 新規採用職員(200人程度)に加え、平成28年度から、係長職昇任者(150人程度)に必修化する。</p> <p>② 平成28年度～30年度の研修参加数を毎年度20人程度とする。</p> <p>③ 平成28年度～30年度に毎年度20人程度派遣する。</p>		

市民活動サポートセンターにおける人材育成

整理番号	1-(4)-②	担当課	市民局市民協働推進課
事業内容	<p>市民活動サポートセンターにおいて、市民活動の基礎知識を学ぶ機会や市民活動を体験する機会を提供するほか、仙台市のまちづくりに関してともに考え意見を交わす機会を設けるなど、まちづくりに関わる人材の育成につなげる。</p>		
数値目標等	<p>平成28年度～30年度の人材育成のための研修の延べ参加者数を、毎年度300人以上とする。</p>		

コミュニティソーシャルワーカー配置事業

整理番号	1-(4)-③	担当課	健康福祉局社会課
事業内容	<p>地域の実態把握、住民組織同士の連携のコーディネートや各関係機関との連絡調整などを通して、地域住民が地域の福祉課題に主体的・組織的に取り組むための体制づくりを支援する専門職「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」を、(社福)仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所に配置する。</p> <p>CSWのスキルアップを図り、復興公営住宅整備地域における新たなコミュニティ形成や、市内各地における地域住民主体の支え合い・助け合い体制づくりのための支援を行う。</p>		
数値目標等	CSWのスキルアップのための研修会を年3回以上開催する。		

地域包括支援センター運営事業

整理番号	1-(4)-④	担当課	健康福祉局高齢企画課
事業内容	<p>地域包括ケアシステムにおいて中核的な役割を担う50か所すべての地域包括支援センターの機能強化を図るため新たに配置した職員を中心に、地域のネットワークづくりを行いながら、地域での支え合い体制の充実を図る。</p>		
数値目標等	地域で自主的に介護予防に取り組む介護予防自主グループ数を平成30年度までに200グループ以上にする。		

仙台すくすくサポート事業

整理番号	1-(4)-⑤	担当課	子供未来局子育て支援課
事業内容	<p>育児の援助を受ける方(利用会員)と育児の援助を行う方(協力会員)が会員となって行う市民相互の育児援助活動であり、仙台すくすくサポート事業事務局が会員登録や仲介を行い、事務局のサポートや地域ごとの会員の統括等を協力会員の中から選任されたサブリーダーが行っていく。</p>		

市民センターにおける地域づくり支援【再掲】

整理番号	1—(4)—⑥	担当課	教育局生涯学習支援センター
事業内容	<p>① 住民参画・問題解決型学習推進事業 地域特性に応じた市民協働によるまちづくりを推進するため、地域住民と市民センター職員が協働で地域課題を発見し解決につながる活動を実践することにより、そこでのさまざまな学びのプロセスを通して地域づくりを担う人材を発掘・育成する。</p> <p>② 子ども参画型社会創造支援事業 子どもたちが、地域社会の構成員として積極的にまちづくりに参加し、社会・地域の一員として行動する視点を持つことで、将来的に社会や地域で主体的に活躍できる人材育成を行う。</p> <p>③ 若者社会参画型学習推進事業 地域課題の解決や復興まちづくりの担い手である若者の「自分づくり」を支援するとともに、若者の学びの成果を生かした地域づくり活動等への参画を促進することにより、さまざまな人々と協働し身近な地域をより良くすることへの関心を高め、社会・地域の一員として自発的・主体的に行動できる人づくりを推進する。</p>		
数値目標等	事業参加者に対する新規参加者の割合を2割以上とすることにより、裾野の広がりを図る。		

2 政策形成過程への市民の参画の推進に関する事項

2-(1) 市政に関する情報の公開の推進

市が提供する情報の質・量やアクセス環境の充実に努め、情報がわかりやすく伝わるような工夫と積極的な情報発信を進めます。また、オープンデータの整備を進めることにより、市民が情報を活用し、新たなサービスの創出や課題の解決に向けて取り組める環境を整えます。

仙台市ホームページの充実

整理番号	2-(1)-①	担当課	総務局広報課
事業内容	市民が市政情報を得られやすく、また、タイムリーでわかりやすい情報発信を進めるため、仙台市ホームページをリニューアルするとともに、効果的な広報を行うための職員向け研修を実施する。		
数値目標等	平成30年度までに、ホームページ更新件数を年間8,200件以上とする。		

オープンデータの活用推進

整理番号	2-(1)-②	担当課	まちづくり政策局情報政策課
事業内容	公共データを、誰もが自由に複製・加工でき、商用利用もできるルールで提供するオープンデータの取り組みについて、ホームページ上で既に公開している情報などを中心にさらなる拡充を進める。 また、オープンデータの利活用推進を図るため、アイデアソン [※] 等のイベントを開催していく。 [※] アイデアソン…アイデアとマラソンを掛け合わせた造語で、特定のテーマについてアイデアを創出するイベント		

地域情報ファイルの活用推進

整理番号	2-(1)-③	担当課	市民局地域政策課
事業内容	小学校区単位で、人口・地域施設・地域団体等の情報の充実、更新を行い、市のホームページ等で公表することにより、地域状況の把握と情報提供を行う。		

2-(2) 政策の企画、立案等における市民の意見の提出の機会の確保

政策の形成過程に多くの市民および関係団体の意見を生かすため、既存のパブリックコメントやワークショップ等、多様な市民参画の仕組みを生かし、テーマに応じて適切な手法を組み合わせながら、幅広く市民の意見や提言を集める機会を確保します。また、市民からの意見を適切に反映できるように取り組むとともに、その結果をわかりやすく公表します。

パブリックコメントの実施

整理番号	2-(2)-①	担当課	市民局広聴統計課
事業内容	基本的な計画等の策定過程において、広く市民から意見を求め、提出された意見に対する実施機関の考え方を明らかにするとともに、提出された意見を考慮して適切に計画等に反映させていく。		

市政モニターによる意見募集

整理番号	2-(2)-②	担当課	市民局広聴統計課
事業内容	市政に関する市民の意見を収集するため、公募による市民を市政モニターとして委嘱し、アンケート調査に回答いただき、施策の企画や行政運営上の基礎的参考資料として活用する。		
数値目標等	モニター公募の周知手段を工夫し、幅広い属性の市民を毎年度 200 人委嘱する。		

市民の声制度

整理番号	2-(2)-③	担当課	市民局広聴統計課
事業内容	市民の市政に対する提言、要望等を、「市長への手紙」「インターネット」「要望・陳情書」「電話・来庁」等で受け付け、市政への適切な反映に努める。		

障害者への適切な情報提供および障害者からの意見聴取の推進

整理番号	2—(2)—④	担当課	健康福祉局障害企画課
事業内容	<p>施策の企画・立案等の段階において、障害者に対する適切な情報提供や障害者からの意見聴取に努め、政策形成過程における障害者の参画を推進する。</p> <p>① 障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考える「ココロン・カフェ」の実施 障害の有無に関わらず暮らしやすい仙台を目指して、障害者も含めた幅広い市民の参加を募り、グループワーク形式で意見交換を行う。</p> <p>② 「仙台市職員対応要領」の周知・浸透による適切な情報提供・意見聴取の推進 「仙台市職員対応要領」を、研修や庁内広報を通じて周知・浸透を図ることで、障害特性等に合わせ手話通訳・要約筆記・点字資料の提供など、障害者への適切な情報提供および障害者団体への意見聴取など、障害者からの意見聴取を推進していく。</p>		
数値目標等	<p>① 意見聴取の場として毎年度8回実施する。</p> <p>② 毎年度、新規採用職員研修(約 200 人)、管理職向け研修(約 100 人)、窓口等職員向け研修(約 100 人)を実施する。</p>		

東部地域移転跡地利活用推進事業

整理番号	2—(2)—⑤	担当課	都市整備局復興まちづくり課
事業内容	<p>東部地域の集団移転後の跡地について、「交流とチャレンジ」をテーマとした仙台の新たな魅力を創出する場を目指し、シンポジウムや市民フォーラムなど多くの市民とともに考える場を設け、平成 28 年度内に利活用方針をとりまとめ具体的な利活用へと繋げていく。</p>		

2-(3) 政策または事業の方針、内容、評価等についての市民の意見の集約の機会の確保

事業が動き始めた後は、節目において政策や事業の方針、進捗状況等の公表に努めるとともに、市民および関係団体の意見を集約する機会を設けて、柔軟な事業運営を図ります。また、企画・実施から実施後の成果まで、市民と市が共に評価しながら改善していく機会を増やします。

施策目標に関する市民意識調査

整理番号	2-(3)-①	担当課	まちづくり政策局政策企画課
事業内容	基本構想に位置づけた都市像の実現や復興に向けたまちづくりに向けて、施策の推進状況に関する市民の評価やニーズの変化を継続的に把握し、その結果を施策の進捗管理に生かすことにより、本市の重点施策の推進を図る。		
数値目標等	有効回収数を 2,000 票、有効回収率を 33%以上とする。		

市民まちづくりフォーラム

整理番号	2-(3)-②	担当課	まちづくり政策局政策企画課
事業内容	重要プロジェクトについて市民参画による評価・点検を行うため、実施計画に掲げる重点的な取り組みの中からテーマを設定し、今後の施策に向けた意見・提案をいただく。		

市政モニターによる意見募集【再掲】

整理番号	2-(3)-③	担当課	市民局広聴統計課
事業内容	市政に関する市民の意見を収集するため、公募による市民を市政モニターとして委嘱し、アンケート調査に回答いただき、施策の企画や行政運営上の基礎的参考資料として活用する。		
数値目標等	モニター公募の周知手段を工夫し、幅広い属性の市民を毎年度 200 人委嘱する。		

市民の声制度【再掲】

整理番号	2-(3)-④	担当課	市民局広聴統計課
事業内容	市民の市政に対する提言、要望等を、「市長への手紙」「インターネット」「要望・陳情書」「電話・来庁」等で受け付け、市政への適切な反映に努める。		

市民との対話の機会の確保

整理番号	2—(3)—⑤	担当課	市民局広聴統計課
事業内容	市長や区長をはじめ職員が直接市民と対話・交流する機会や場として、市長とカフェトーク、市長と地域のつどい、地域懇談会、市政出前講座などを実施する。		
数値目標等	市長とカフェトーク(年4回開催)、市長と地域のつどい(各区年1回)、地域懇談会、市政出前講座などを実施するほか、新たな手法も検討しながら、直接市民と対話・交流する機会や場の確保に努める。		

障害者への適切な情報提供および障害者からの意見聴取の推進 【再掲】

整理番号	2—(3)—⑥	担当課	健康福祉局障害企画課
事業内容	<p>施策の企画・立案等の段階において、障害者に対する適切な情報提供や障害者からの意見聴取に努め、政策形成過程における障害者の参画を推進する。</p> <p>① 障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考える「ココロン・カフェ」の実施 障害の有無に関わらず暮らしやすい仙台を目指して、障害者も含めた幅広い市民の参加を募り、グループワーク形式で意見交換を行う。</p> <p>② 「仙台市職員対応要領」の周知・浸透による適切な情報提供・意見聴取の推進 「仙台市職員対応要領」を、研修や庁内広報を通じて周知・浸透を図ることで、障害特性等にあわせ手話通訳・要約筆記・点字資料の提供など、障害者への適切な情報提供および障害者団体への意見聴取など、障害者からの意見聴取を推進していく。</p>		
数値目標等	<p>① 意見聴取の場として毎年度8回実施する。</p> <p>② 毎年度、新規採用職員研修(約200人)、管理職向け研修(約100人)、窓口等職員向け研修(約100人)を実施する。</p>		

2-(4) 附属機関等の委員の選任における人材の多様化と公募の実施

有識者からの意見を求める場である附属機関等においては、固定の人選となることがないように、また、設置目的に応じて選定の範囲を多種多様な対象に広げ、幅広い主体からの選択を推進します。また、その役割や性質に応じて公募による委員の選定に努めることにより、さまざまな立場や世代の市民が市政へ意見を述べる機会を創出します。

附属機関等の委員の選任における人材の多様化

整理番号	2-(4)-①	担当課	総務局行財政改革課
事業内容	附属機関等の役割や性格に応じて適切な人材を確保し、幅広い意見の反映を図るため、情報の一元管理を行い、長期にわたる委嘱および他の附属機関等と重複する委嘱を避けるように努める。		

附属機関等の委員の公募の推進

整理番号	2-(4)-②	担当課	総務局行財政改革課
事業内容	附属機関等の役割や性格に応じて委員を公募することにより、公募委員のいる附属機関等の増加に努め、幅広い意見の反映を図る。		

附属機関等における女性委員の登用率の向上

整理番号	2-(4)-③	担当課	市民局男女共同参画課
事業内容	市政に重要な役割を果たす審議会等の委員に女性を積極的に登用し、政策形成、意思決定の場における女性の参画を促進する。		
数値目標等	すべての附属機関等に女性委員が就任している状態の維持に努める。また、女性委員の比率の向上に努める。(参考:平成32年度末までに40%以上)		

3 多様な主体による活動の促進に関する事項

3-(1) 次の世代のまちづくりの担い手となる若者の育成

地域と教育機関の連携を広げ、子どもたちや若者が地域活動の大切さを実感できるよう、多様な活動やボランティアへの参加を促進します。また、市民センターや市民活動サポートセンターなど市民活動や協働の拠点となる施設が連携しながら、コーディネーターやボランティアなど、まちづくりの担い手を育成する取り組みを進めます。

市民活動サポートセンターにおける若者の育成に関する支援・環境整備

整理番号	3—(1)—①	担当課	市民局市民協働推進課
事業内容	市民活動サポートセンターにおいて、通信環境の整備やフリースペースの利便性向上など、若者の主体的な活動を促進する環境を整備するとともに、各関係機関と連携しながら若者の活動を支援することで、次世代のまちづくりの担い手を育成する。		
数値目標等	平成 28 年度～30 年度の若者の人材育成に資する事業を、関係団体等と連携しながら、毎年度2事業以上実施する。		

若者の社会参画促進事業(仙台ミラソン) ☆

整理番号	3—(1)—②	担当課	市民局市民協働推進課
事業内容	将来の仙台のまちづくりの担い手となる人材の育成と、市職員の政策形成力の向上を目的として、学生を中心とした若者とIT関係者、市職員等が地域課題の解決策の企画・立案やフィールドワークを重ねる「仙台ミラソン」を実施する。		
数値目標等	平成 28 年度～30 年度の研修参加者を毎年度 50 人以上とする。		

まちづくり人材育成と情報発信事業(WE SCHOOL) ☆【再掲】

整理番号	3—(1)—③	担当課	市民局市民プロジェクト推進担当
事業内容	東西線開業を契機に高まった市民のまちづくりへの機運を広げ、まちのにぎわい・楽しみの創出や地域の課題解決を図り、地域の魅力を向上させていくことを目的に、まちづくりのプロジェクトをつくり実現を目指す人材の育成と、メディアを活用した市民によるまちの情報発信の促進を行う。		
数値目標等	平成 28 年度～30 年度の WE SCHOOL 受講者数を毎年度 100 人以上とする。また、平成 28 年度～30 年度を受講生が生み出したプロジェクト数を毎年度 20 件以上とする。		

大学連携地域づくり事業

整理番号	3—(1)—④	担当課	泉区まちづくり推進課
事業内容	<p>① 大学連携地域づくり事業 大学の知的資源や学生のパワーを生かしたまちづくりを積極的に進めていくため、協定を結び連携協力活動を進める。</p> <p>② 大学連携地域づくり助成事業 課題を抱える地域と大学をマッチングし、複数の地域団体の参加を要件とする助成制度であり、スタートアップ期からコミュニティビジネス化を視野に入れ、継続的に支援する。</p> <p>③ いずみ絆プロジェクト支援事業 地元5大学の学生等が行う地域課題解決や地域活性化事業、特色ある地域づくり活動に要する経費を助成する。</p> <p>④ まちづくり同盟助成事業 地域活動に関わる学生間の組織である「まちづくり同盟」の組織強化を図り、学生と地域連携のプラットフォーム機能を充実する。</p>		
数値目標等	<p>① 地域と大学がイベント等の企画段階から連携する事業を、5大学がそれぞれ1事業以上実施する。</p> <p>② 1大学1地域で事業を実施する。</p> <p>③ 5大学がそれぞれ1事業以上実施する。</p> <p>④ まちづくり同盟の構成員として5大学から各2名以上参加する。</p>		

学校支援地域本部事業

整理番号	3—(1)—⑤	担当課	教育局学びの連携推進室
事業内容	<p>市民が学校を支援する活動を通して、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育成する体制を構築することにより、子どもたちに地域での豊かな体験活動の機会を提供する。</p>		
数値目標等	<p>学校支援ボランティアの延べ人数を次のとおりとする。 (平成28年度)100,000人 (平成29年度)105,000人 (平成30年度)110,000人</p>		

市民センターにおける若者の支援

整理番号	3—(1)—⑥	担当課	教育局生涯学習支援センター
事業内容	<p>① 若者社会参画型学習推進事業 地域課題の解決や復興まちづくりの担い手である若者の「自分づくり」を支援するとともに、若者の学びの成果を生かした地域づくり活動等への参画を促進することにより、さまざまな人々と協働し身近な地域をより良くすることへの関心を高め、社会・地域の一員として自発的・主体的に行動できる人づくりを推進する。</p> <p>② 子ども参画型社会創造支援事業 子どもたちが、地域社会の構成員として積極的にまちづくりに参加し、社会・地域の一員として行動する視点を持つことで、将来的に社会や地域で主体的に活躍できる人材育成を行う。</p> <p>③ ジュニアリーダー育成・支援 ジュニアリーダーの活動に必要な知識、技術の習得を目的とした各種研修会の開催や、さまざまな社会的な活動への参加支援など、中高生のボランティア団体であるジュニアリーダーへの育成・支援を行う。</p>		
数値目標等	<p>事業参加者に対する新規参加者の割合を2割以上、ジュニアリーダー育成支援に関しては、活動率を75%以上とする。</p>		

3-(2)町内会等の地縁団体その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進

町内会をはじめとする地域団体の担い手の育成など、地域で活動する団体に対する支援の継続と拡大を図ります。地域の魅力・活力を高める各種イベントの開催や伝統行事等の継承、地域の福祉や防災・防犯、環境美化など、安心して安全な住みよいまちづくりのための活動などを促進します。

地域防災リーダー養成・支援事業

整理番号	3-(2)-①	担当課	危機管理室減災推進課
事業内容	<p>仙台市地域防災リーダー(SBL)の養成を進めるとともに、SBLのスキルアップや情報の共有、ネットワーク化の推進等を図るため、バックアップ講習等を実施し、自主防災活動の活性化を図っていく。</p>		
数値目標等	<p>毎年度新規養成を図り、600人程度を維持していく。</p>		

区役所のまちづくり拠点機能の強化 ☆【再掲】

整理番号	3-(2)-②	担当課	市民局地域政策課 各区総務課
事業内容	<p>地域の特性に応じたきめ細かな地域づくりを進めるため、地域団体への効果的な支援を実施できるよう組織的な体制を充実させるとともに、区役所の政策形成力の向上を図る。</p> <p>さまざまな情報や人材が集まる市民センターにおいて、そのコーディネート機能を生かし、地域団体間のネットワーク形成を図る。また、区役所の組織である区中央市民センターが所管区内地区市民センターの総合調整を図り、市民センターと区役所が一体となった地域づくりを推進する。</p>		

地域力創造支援事業の推進 ☆

整理番号	3-(2)-③	担当課	市民局地域政策課
事業内容	<p>市民センターのコーディネート機能を生かして、町内会をはじめとした地域団体等と協働・連携し、コミュニティ形成等をテーマとした地域課題の発掘と解決を図る。</p>		
数値目標等	<p>(平成28年度)20地区で実施する。 (平成29年度)30地区で実施する。</p>		

町内会等住民自治組織育成事業

整理番号	3-(2)-④	担当課	市民局地域政策課
事業内容	<p>町内会等住民自治組織の活性化を図るため、財政的支援を行うとともに、町内会の運営に資する研修や町内会等役員永年勤続表彰式等を実施する。</p> <p>また、近年課題となっている、集合住宅における町内会形成の促進を図る。</p>		

地域安全対策事業

整理番号	3-(2)-⑤	担当課	市民局市民生活課
事業内容	<p>① 仙台市防犯団体に対する補助金交付事業 犯罪のない安全な地域づくりのため、地域の防犯活動を実施する防犯協会等の運営に要する経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>② 仙台市地域安全安心まちづくり事業 地域ぐるみの安全なまちづくりを促進し、もって市民が安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域において自主的な防犯活動を行う団体の活動に要する経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>③ 落書き消去支援事業 各区・総合支所の担当部署において、消去活動に取り組む個人・団体等に活動に必要な用具(消去剤、ウエス、バケツ等)の貸出を行う。</p>		
数値目標等	<p>仙台市地域安全安心まちづくり事業補助件数について、毎年度 20 件程度補助する。</p>		

交通安全事業

整理番号	3-(2)-⑥	担当課	市民局自転車交通安全課
事業内容	<p>① 地域等と取り組む交通安全運動の実施 各区・総合支所の担当部署において、町内会、交通安全協会、学校、交通指導隊、警察などと連携し、交通ルールと正しい交通マナーの実践に向けて地域での交通安全啓発活動を実施する。</p> <p>② 仙台市交通安全指導団体への支援 地域における交通安全活動を実施するボランティア団体の運営および活動費の一部を支援する。 また、各区等において各地区等交通安全協会の活動に対し補助金を交付する。</p> <p>③ PTAによる交通安全誘導活動への支援 市内小学校の通学路等における交通安全誘導活動および啓発活動に使用するブルゾンやベスト等の用品を提供する。</p>		
数値目標等	<p>本市の年間交通事故死亡者数が、これまでの最小値※を下回るよう、関係機関・団体との協働による交通安全運動を積極的に推進する。 ※指定都市移行後の最小値(18人)</p>		

小地域福祉ネットワーク活動推進事業

整理番号	3-(2)-⑦	担当課	健康福祉局社会課
事業内容	<p>高齢者、障害者、子育て家庭等、誰もが住み慣れた地域で自立して安心した生活が送れるよう、見守り活動やサロン活動等の地域における支え合い・助け合い活動を推進するため、地区社会福祉協議会を実施主体として、町内会や民生委員児童委員、ボランティア団体等の福祉団体と連携しながら実施する地域福祉活動の費用の一部を(社福)仙台市社会福祉協議会を通じて助成する。</p>		
数値目標等	<p>地域福祉活動従事者への研修会を各区事務所において年2回以上開催する。</p>		

老人クラブ活動への支援

整理番号	3-(2)-⑧	担当課	健康福祉局高齢企画課
事業内容	助成金の交付や研修等を通して、老人クラブ活動等の一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するとともに、地域での支え合い活動の充実を図る。		
数値目標等	毎年度各区で研修を実施することにより、地域社会福祉活動を行う老人クラブ数の割合を平成30年度までに40%以上に増加させる。		

地域での子育て支援団体に対する活動支援

整理番号	3-(2)-⑨	担当課	子供未来局子育て支援課
事業内容	育児サークルや子育てサロン、託児ボランティアなどの地域における子育て支援活動の活性化を図るとともに、地域でのネットワーク活動を推進し、研修や交流会を開催するほか、子育て支援活動団体の登録による広報等の支援を行う。		
数値目標等	毎年度の登録団体数160団体程度を維持していく。		

地域子育て支援クラブ等各種団体への支援事業

整理番号	3-(2)-⑩	担当課	子供未来局子供相談支援センター
事業内容	児童福祉の推進と青少年の健全な育成を図るため、地域子育て支援クラブや青少年健全育成団体等へ助成金を交付する。		

多様な主体との連携によるごみ減量・リサイクル推進 ★

整理番号	3-(2)-⑪	担当課	環境局ごみ減量推進課 環境局廃棄物管理課
事業内容	<p>① 地域でのごみ減量・リサイクル推進 クリーン仙台推進員によるごみ排出実態調査の実施や、町内会やクリーン仙台推進員、環境団体、学生、事業者等と行政との連携による、集積所等でのごみ減量・分別推進の啓発活動等を通じて、地域でのごみ減量・リサイクル推進に向けた課題を共有しながら、効果的な啓発活動や環境美化活動を推進する。</p> <p>② 集団資源回収事業 資源物(紙類・布類・アルミ缶等)の有効利用を図るとともに地域コミュニティづくり等に資するため、地域で集団資源回収を実施する団体の活動を支援する。</p> <p>③ クリーン仙台推進員制度 ごみの適正排出、減量・リサイクルの促進、生活環境の保全のため、地域で取り組むリーダーを育成するとともに、その活動を支援する。</p> <p>④ ごみ集積所維持管理の支援 地域住民によるごみ集積所の清潔保持や環境美化の取り組みを支援するため、集積所の維持管理に関する助言や、啓発ポスターおよび飛散防止用ネットの配布を行う。 また、町内会等の申請に基づき、市が集積所の管理状況等を診断し、排出状況等が優秀な場合に、「五つ星集積所」として顕彰し、適正排出・適正管理を促進する。</p>		
数値目標等	<p>① 平成 30 年度までに、町内会等と行政との協働によるごみ減量等啓発を実施する団体数 300 以上を目指す。</p> <p>② 集団資源回収実施団体の全町内会数に占める割合を 90%以上とする。</p> <p>③ 平成 30 年度までに、クリーン仙台推進員を推薦する町内会の割合を 60%以上、排出実態調査を実施するクリーン仙台推進員の割合を 40%以上を目指す。</p>		

市民連携農業推進事業(地域イベント支援)

整理番号	3-(2)-⑫	担当課	経済局農政企画課
事業内容	<p>農業を基軸とした地域における地域の特性と資源等を生かした地域住民主体の地域づくり活動の推進を図るため、地域団体が自主的に取り組む事業に対して助成金を交付する。</p>		
数値目標等	<p>毎年度の交付件数を2件程度とする。</p>		

スポーツ推進に係る支援事業

整理番号	3-(2)-⑬	担当課	文化観光局スポーツ振興課
事業内容	<p>① 仙台市スポーツ推進委員協議会 仙台市スポーツ推進委員により、本市が行う体育・スポーツ振興事業への参画および推進や地域スポーツ振興のための啓発や調査・研究、地域団体との連絡調整、地域住民へのスポーツ等の技術指導を行う。</p> <p>② 仙台市学区民体育振興会連合会育成補助 地域住民すべてがスポーツ・レクリエーションに親しみながら健康増進を図り、その活動を通して地域づくりを進めている仙台市学区民体育振興会連合会に助成する。</p> <p>③ 仙台市体育協会育成補助 種目別競技団体による市民の体育を振興し、健全なスポーツ精神を養成している仙台市体育協会に助成する。</p>		

まちづくり支援専門家派遣事業【再掲】

整理番号	3-(2)-⑭	担当課	都市整備局都市計画課
事業内容	<p>地域の活性化を図る活動やまちづくり計画案を作成する活動など、地域住民が主体となって活動を行う団体に対し、まちづくり支援の専門家を派遣することにより、専門的な助言やまちづくりに関する情報提供等を行う。</p>		
数値目標等	<p>平成28年度～30年度における派遣地区を単年度平均で15地区以上とする。</p>		

まち再生・まち育て活動支援事業

整理番号	3-(2)-⑮	担当課	都市整備局市街地整備調整課
事業内容	<p>今後の都市の持続ある発展を担う、地域主体のまちづくりを推進するため、まちの再生やまちを育てるエリアマネジメント等の活動を継続的に支援する。また、行政と地域が連携してエリアマネジメントに取り組んでいくための仕組みづくりを行うとともに、他地域において同様の取り組みを展開していくための課題の整理を進める。</p>		

各種緑化支援事業

整理番号	3-(2)-⑯	担当課	建設局百年の杜推進課
事業内容	<p>① 花壇づくり助成事業 地域の公有地(学校除く)に 10 m²以上の花壇をつくる町内会や老人クラブ、子ども会など地域の団体を対象に、材料や管理に係る費用の一部を助成する。</p> <p>② 花いっぱいまちづくり助成事業 道路や広場等公共の空き地や道路に面するショーウィンドウ等にプランターや花壇を設置し管理する事業を行う商店街に対し、材料や管理に係る費用の一部を助成する。</p> <p>③ 緑化木植栽助成事業 緑豊かな街並み形成を目的に、自らの労力で直接樹木を植栽しようとする町内会や老人クラブ、市民活動団体などを対象に、植栽に要する資材の費用の一部を助成する。</p>		
数値目標等	①～③の助成による花壇等面積 を毎年度 19,000 m ² 以上とする。		

市民参加によるみどりのまちづくり事業

整理番号	3-(2)-⑰	担当課	建設局百年の杜推進課 建設局公園課
事業内容	<p>① 緑の活動団体 本市内における緑の保全・創出・普及に係る活動を自主的に行う団体を、「緑の活動団体」として認定し、希望する団体には活動助成金の交付を行う。</p> <p>② 公園愛護協力会 公園の除草清掃、花壇の管理、遊具等の点検などを自主的に行う団体である公園愛護協力会への活動支援として刈払機の貸出、報償金の支給や、功労者としての表彰・推薦等を行う。</p>		
数値目標等	<p>① 団体相互の情報交換や共有を図る交流会への参加率を 60%以上とする。</p> <p>② 新規結成を毎年度 15 団体以上とする。</p>		

区民協働まちづくり事業 ④

整理番号	3-(2)-⑱	担当課	各区まちづくり推進課 宮城総合支所まちづくり推進課 秋保総合支所総務課
事業内容	<p>市民と行政との協働により、地域特性に応じたきめ細かな地域づくりを推進する。</p> <p>① 企画事業 市民の創造性と意欲を最大限に生かし、地域課題の解決、地域の活性化および特色ある地域づくりを推進する。事業実施後においては、評価を適切に行いながら、事業の一層の充実や見直しを図っていく。</p> <p>～各区の主な企画事業～ (青葉区) 仙台の昔を伝える紙芝居作り・上演事業、絆づくり田んぼアート事業 (宮城野区) 地域はっぴい子育て支援事業、震災復興地元学 (若林区) 六・七郷堀サポーターズ、合唱のつどい (太白区) ディスカバーたいはく、秋保ミュージアム環境整備支援事業 (泉区) 泉ヶ岳悠・遊フェスティバル、区民意識普及啓発</p> <p>② まちづくり活動助成事業 市民の自らの創意工夫による自主的・自発的な区内の課題解決、地域コミュニティの活性化、地域や区の魅力を高める活動に対し、活動費の一部を助成する。助成を通じて、自主的・自発的なまちづくり活動が、地域に根差した継続的で自立した活動へと発展するよう支援していく。</p>		

婦人防火クラブ活動支援事業

整理番号	3-(2)-⑲	担当課	消防局予防課
事業内容	婦人防火クラブの育成強化と活動の活発化を図るため、運営および活動を支援する。		
数値目標等	地域における火災予防を推進するため、婦人防火クラブの活動を支援する。 (婦人防火クラブ活動回数:年間 500 回程度)		

PTA 活動振興事業

整理番号	3-(2)-⑳	担当課	教育局生涯学習課
事業内容	学校・家庭・地域社会が連携し、心豊かにたくましく生きる子どもの育成に取り組むことを目的として、PTA活動を支援する。		
数値目標等	仙台市PTA協議会との共催事業を毎年度3件以上実施する。		

学びのコミュニティづくり推進事業

整理番号	3-(2)-⑳	担当課	教育局生涯学習支援センター
事業内容	地域のさまざまな団体が連携し、子どもと大人の交流や自然体験・社会体験の機会を提供する事業を実施する。各事業は、学校や市民センターも関わりながら実施し、地域の教育力向上からの地域コミュニティ活性化を目指す。		
数値目標等	平成 28 年度～30 年度の委託団体を毎年度7団体以上とする。		

3-(3) 地域社会の一員である事業者による社会貢献活動の促進

社員のボランティア活動の奨励や、事業者の社会貢献活動の促進のために、活動事例の紹介や地域団体、市民活動団体などに関する情報提供など環境整備を進めます。また、事業者の社会貢献活動の多様化を図るため、他の主体との意見交換の場の創出を図ります。

市民活動サポートセンターにおける事業者の社会貢献活動促進に関する支援

整理番号	3-(3)-①	担当課	市民局市民協働推進課
事業内容	市民活動サポートセンターにおいて、事業者の社会貢献活動事例の紹介や市民活動団体等に関する情報提供、他の主体との意見交換の場の創出など、事業者による社会貢献活動を促進させるための支援を行う。		
数値目標等	事業者が他の主体と交流・意見交換等ができる場となる事業を、平成 28 年度から新たに実施していく。		

地元企業等の環境活動の促進

整理番号	3-(3)-②	担当課	環境局ごみ減量推進課 環境局廃棄物管理課
事業内容	<p>① 環境配慮型店舗・事業所認定制度 買い物袋(レジ袋)の削減や再生紙利用、ごみ分別等、環境に配慮しごみの減量やリサイクルの推進に積極的に取り組んでいる店舗・事業所を「エコにこショップ・オフィス」として認定し、その取り組みを周知する。</p> <p>② アメニティ・せんだい推進協議会 市民活動団体・事業者・行政で構成する「アメニティ・せんだい推進協議会」を設置し、エコフェスタの開催や講師派遣等を行い、ごみ減量・リサイクルや環境美化について広く市民に周知する。</p> <p>③ 仙台まち美化サポートプログラム 市民活動団体や事業者、学校等が道路や公園等の清掃活動を継続して行い、ごみの散乱のない快適なまちづくりを進める。</p>		
数値目標等	<p>① 環境配慮型店舗・事業所認定制度の認定店舗・事業所数を 400 以上とする。また、認定事業者の優れた環境配慮の取り組みを、ウェブサイト等で定期的な情報発信する。</p> <p>② アメニティ・せんだい推進協議会事業におけるエコフェスタ開催での来場者数を 10,000 人以上、3R 講師派遣の実施回数を 25 件以上とする。</p> <p>③ まち美化サポートプログラム登録団体数を 240 団体以上とする。</p>		

地元企業の地域活性化活動等の促進

整理番号	3-(3)-③	担当課	経済局経済企画課
事業内容	<p>仙台市中小企業活性化条例に掲げる、「従業員の仕事と生活の調和」「地域社会の発展」および「市民生活の向上」に努め、他の中小企業の模範となる市内中小企業を表彰することにより、表彰企業の認知度や従業員のモチベーションを高めるとともに、他中小企業の取り組みへの波及を図る。</p>		
数値目標等	<p>「地域社会貢献部門」において毎年度3社以上の応募数を確保する。</p>		

協力事業所表示制度

整理番号	3-(3)-④	担当課	消防局総務課 消防局救急課
事業内容	<p>① 消防団協力事業所表示制度 従業員が2人以上消防団員であるなど、消防団活動に協力していると認められる事業所を協力事業所として認定し、災害対応や訓練参加へのさらなる配慮など、企業の社会貢献により消防団員が活動しやすい環境を促進する。</p> <p>② 応急手当協力事業所表示制度(社の都ハートエイド) 自動体外式除細動器(AED)を設置し、かつ応急手当に関する講習を修了した従業員等が勤務している事業所を協力事業所として登録し、事業所近隣で発生した心肺停止傷病者の対応を行ってもらうなど、企業の社会貢献により応急手当を推進する。</p>		
数値目標等	<p>① 毎年度 7 事業所程度増加させる。</p> <p>② 毎年度 50 事業所程度増加させる。</p>		

3-(4) 多様な主体の交流の促進

多様な主体間のネットワークを広げる取り組みや、異なる世代が交流できる地域イベントや気軽な交流の場の充実など、顔の見える関係づくりを支援します。また、市民活動サポートセンター等において協働を推進する機能の充実を図るとともに、多様な主体が集まり、それぞれの地域における情報や課題、地域の将来像を共有できる機会づくりを促進します。

仙台防災未来フォーラム

整理番号	3-(4)-①	担当課	まちづくり政策局 防災環境都市推進室
事業内容	平成 27 年3月の国連防災世界会議を通じて培った国内外とのネットワークを生かし、地域団体、NPO、企業、大学などのマルチステークホルダーによる防災・減災、復興の取り組みの発信や共有などを目的とした市民参加型のシンポジウムを開催する。		
数値目標等	来場者数 を次のとおりとする。 (平成 28 年度)2,200 人 (平成 29 年度)2,400 人 (平成 30 年度)2,600 人		

市民活動サポートセンターにおける多様な主体の交流促進のための支援・環境整備

整理番号	3-(4)-②	担当課	市民局市民協働推進課
事業内容	多様な主体の交流が促進され、新たな課題に対して創意工夫により解決策を生み出し続ける「創発」によるまちづくりが推進されるよう、市民活動サポートセンターにおいて、多様な主体が集まり、意見を交わし、交流を深める機会を提供するとともに、施設の環境整備に取り組む。		
数値目標等	平成 28 年度～30 年度の多様な主体の交流促進を目的としたプログラムの延べ参加者数を、毎年度 100 人以上とする。		

文化活動団体への支援による交流促進

整理番号	3—(4)—③	担当課	文化観光局文化振興課
事業内容	<p>新たな文化交流・創造・発信の促進を図るため、(公財)仙台市市民文化事業団を通して市民の自主的な文化活動に対し以下の支援を行う。</p> <p>① 市内の文化団体等が実施する文化芸術の振興及び郷土の歴史継承を目的とする事業などに対し、経費の一部を助成する。</p> <p>② イベント等の制作面での協力を行う。</p> <p>③ 季刊誌「まちりよく」に情報を掲載し広報支援を行う。</p>		
数値目標等	<p>① 文化活動団体に対し、毎年度150件程度助成を行う。</p> <p>② 毎年度50件程度、文化活動団体との協力事業を実施する。</p>		

区民まつり

整理番号	3—(4)—④	担当課	各区まちづくり推進課 宮城総合支所まちづくり推進課 秋保総合支所総務課
事業内容	<p>地域や世代を超えた交流によるコミュニティの活性化および区民のふるさと意識の醸成を図ることを目的に、区民との協働によるまつりを実施する。実施にあたっては、多くの市民が関わることができるような事業環境を構築するなど、より一層のまつりの魅力の創出を図る。</p> <p>～ 各区・総合支所のまつり ～</p> <p>(青葉区) 青葉区民まつり (宮城総合支所) 宮城地区まつり (宮城野区) みやぎの・まつり (若林区) 若林区民ふるさとまつり (太白区) 太白区民まつり (秋保総合支所) まつりだ秋保 (泉区) 泉区民ふるさとまつり</p>		

学びのコミュニティづくり推進事業【再掲】

整理番号	3—(4)—⑤	担当課	教育局生涯学習支援センター
事業内容	<p>地域のさまざまな団体が連携し、子どもと大人の交流や自然体験・社会体験の機会を提供する事業を実施する。各事業は、学校や市民センターも関わりながら実施し地域の教育力向上からの地域コミュニティ活性化を目指す。</p>		
数値目標等	<p>平成28年度～30年度の委託団体を毎年度7団体以上とする。</p>		

3-(5) 多様な主体の活動等に関する情報の収集および発信の促進

多様な主体の活動拠点において、活動や団体等の情報を収集するとともに、相談・助言等の機能を強化することで、市民活動の促進および協働の推進を図ります。また、市民が安心して積極的に活動に取り組めるよう、活動事例や活動の評価などの情報を広く発信する機会を充実させることで、市民活動や協働への理解と関心を高められるよう取り組みます。

まちづくり活動事例集の作成

整理番号	3-(5)-①	担当課	市民局地域政策課
事業内容	町内会等のまちづくり活動に関する事例を紹介する活動事例集を、内容の充実を図りながら毎年度作成し、地域づくりに関する情報提供を行う。		

市民活動サポートセンターにおける情報の収集・発信に関する支援・環境整備

整理番号	3-(5)-②	担当課	市民局市民協働推進課
事業内容	市民活動サポートセンターにおいて、市民活動・協働に関する情報収集・提供、相談対応など、多岐にわたる市民活動がさらに活発になるよう支援を行うとともに、情報収集・提供の充実を図るための施設の環境整備に取り組む。		
数値目標等	平成28年度～30年度の市民活動サポートセンターのホームページのアクセス件数を、毎年度33,000件以上とする。		

みやぎ NPO ナビ等の活用促進

整理番号	3-(5)-③	担当課	市民局市民協働推進課
事業内容	<p>「みやぎ NPO ナビ」※を活用した市民活動団体の情報発信機会の充実を図るほか、本市ホームページや内閣府ポータルサイトの活用による NPO 法人の情報公開を行う。</p> <p>※みやぎ NPO ナビ… 宮城県内の市民活動団体の情報を一元的に検索できるポータルサイト。県内の自治体や中間支援組織 10 団体からなる「みやぎ NPO 情報公開システム運用協議会」で運営。</p>		
数値目標等	平成28年度～30年度において、みやぎ NPO ナビに登録する仙台市の団体(仙台市に主たる事務所がある団体)の増加数を 100 以上とする。		

協働の手引き・事例集の作成【再掲】

整理番号	3—(5)—④	担当課	市民局市民協働推進課
事業内容	協働による事業を推進するため、協働の進め方や評価の方法などを含む協働の手引きや事例集を市民とともに作成する。		
数値目標等	平成 29 年度までに協働の手引き・事例集を市民参加により作成し、広く周知を図っていく。		

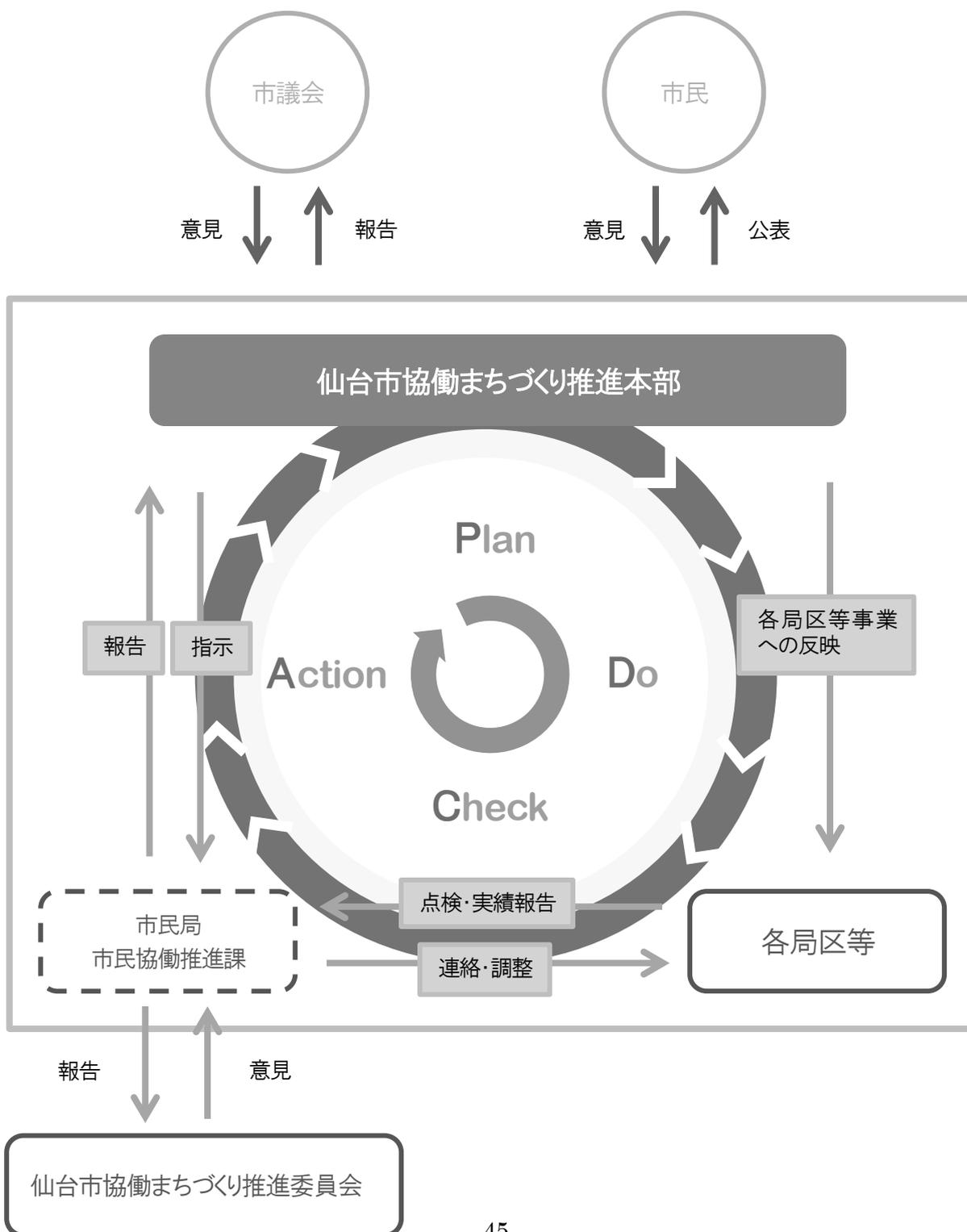
ボランティアセンターにおける各種支援等【再掲】

整理番号	3—(5)—⑤	担当課	健康福祉局社会課
事業内容	市民を対象に、ボランティアの基礎的な知識や心構え、援助技術の習得などを目的として、テーマ別のボランティア講座や研修を開催する。また、ボランティアに関する各種の情報提供を行いながら、ボランティアに関する相談および調整を行う。		
数値目標等	ボランティアセンターへの登録団体数を、平成 30 年度までに 300 団体以上にする。		

第3章 計画の進行管理

協働によるまちづくりを着実に推進するために、市長を本部長とした「仙台市協働まちづくり推進本部」(以下「本部」という。)を中心に、本計画の進行管理を行います。

本計画に掲載している事業については、毎年度、担当部局による進捗状況の点検を行い、具体的な市民協働事業の実績とあわせて、市の附属機関「仙台市協働まちづくり推進委員会」で審議のうえ本部で総括し、市議会への報告を行うとともに、ホームページ等で市民に公表することにより、施策の効果的な推進を図っていきます。



仙台市協働まちづくり推進プラン2016

平成 28 年8月

仙台市市民局協働まちづくり推進部市民協働推進課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3 丁目 7-1

TEL 022-214-8002